佐賀県告示第 220 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和7年10月17日から同年11月17日まで佐 賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

送吸の種類	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	小城市小城町岩蔵字二瀬川二	後	12.1~	37.8
小城富士線	角 81 番 18 地先から		10. 2	
	小城市小城町岩蔵字二瀬川二			
	角 72 番 8 地先まで			
	小城市小城町岩蔵字二瀬川二	前	10.5~	37.8
	角 81 番 18 地先から		9. 2	
	小城市小城町岩蔵字二瀬川二			
	角 72 番 8 地先まで			